

スマイル商店街事業・商店街コミュニティ活動の場づくり助成金

◇事業対象となる商店街の地域

- ・愛宕町商店街エリア（重点地域）
- ・歴まち商店街エリア
- ・法華寺通り商店街エリア（重点地域）
- ・中央商店街エリア



愛宕町商店街



法華寺通り商店街

◇事業対象となるコミュニティ活動

- ・上記の商店街の地域内で実施する以下の要件を満たす活動で、地域住民等が集うことにより商店街の利用を促進する効果が期待される活動
 - ①商店街組織または商店街組織と連携する活動団体が実施する活動であること。
 - ②地域福祉の向上、住民の健康の増進、芸術文化の振興等を図ることを目的とするコミュニティ活動であること。
 - ③年間を通じた活動または一定期間以上の期間の継続的な活動であること。

対象となる活動例

地域食堂／介護予防・体操などの健康づくり／地域サロン活動

◇助成対象事業・助成対象経費・助成率・助成限度額

- ・助成対象事業・助成対象経費・助成率・助成限度額は次の表のとおり

	助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額	
				一般地域	重点地域
1	新たにコミュニティ活動を行うために活動の場として使用する空き店舗等の改修等（建物の改修、設備の導入・更新、備品の購入等）	左の対象事業に係る経費（燃料費、光熱水費、食糧費、施設の管理運営に係る経費は対象外）。 他に対象事業に係る助成金等の収入がある場合は、その額を控除した額とする。	10分の10	30万円	50万円
2	概ね3か月以上6か月未満の期間限定のコミュニティ活動を行うための空き店舗等の施設借上			10万円	15万円

（助成金の運用に係る留意事項）

- ＜事業1＞ ・改修が複数の年度にまたがる場合は、年度ごとに助成の申請を行うものとする。
この場合において、表に記載の助成限度額は、年度ごとの助成額の合計に適用する。
- ＜事業2＞ ・期間が複数の年度にまたがる場合は、借上げした月の属する年度ごとに助成の申請を行うものとする。
この場合において、表に記載の助成限度額は、年度ごとの助成額の合計に適用する。
- ・1の年度内において同一団体が期間を空けて複数回のコミュニティ活動を行うために空き店舗等の施設借上を行うことも可能とする（期間の合計が要件を満たす場合）。
この場合において、1の年度における助成限度額は表に記載の額とする。